

特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置（概要）

令和5年3月
防衛省

昨年12月26日に公表した特定秘密等漏えい事案に関し、本年3月末までに策定することとしていた再発防止措置について、衆・参両院から受けた勧告の内容及び同種事案・ブリーフィング依頼の有無の調査結果を十分に踏まえ、以下を取りまとめ、**本年3月31日、防衛大臣から通達**

1 元職員へのブリーフィング・面会の対応要領の策定

- 元職員からのブリーフィング依頼の「連絡調整部署」を指定し対応を一元化
 - ・情報部署の職員：ブリーフィング禁止（例外なし）
 - ・情報部署以外の職員：連絡調整部署と保全部署の連携の下、上司の事前許可により対応
- 面会は部署に応じて事前許可又は事後報告を制度化
 - ・情報部署の職員：元職員との面会の際は、事前許可を受けた上で対応
 - ・情報部署以外の職員：元職員との面会后事後報告
- ブリーフィング・面会ともに複数の職員で対応

2 保全意識の更なる徹底

- 従来の年1回の保全教育の徹底に加え、管理者や退職する職員への教育を新たに制度化
- 退職時、現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等の誓約書を新たに制度化
- 現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等を、様々な機会・手段で元職員に周知

3 防衛省の施策等に係る国民の理解への配慮

- 情報保全の徹底と同時に、対外公表資料を用い、防衛省の施策等の情報発信を積極的に実施